

ディスペンサー消耗品等に関する売買契約書

甲 名古屋市中村区本陣通二丁目 3 2 番 乙
MTG HIKARI ビル

株式会社 MTG

代表取締役 松 下 剛

甲及び乙は、甲が取り扱う衛生関連商品（以下「本件商品」という）を乙が買い受ける売買取引につき、以下のとおり契約を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、甲乙間の本件商品の売買における共通の取引条件を定めたものであり、次条に定める個別契約の全てに適用される。但し、個別契約で本契約と異なる事項を定めた場合、当該個別契約が本契約に優先される。

第 2 条（売買条件）

1. 甲が乙に売り渡す商品の売買条件（商品名、個数、金額、送料、納期、納品場所、その他特に取り決めた条件）は甲が発行した見積書又は甲の受発注システムに記載の通りとする。
2. 乙は甲の受発注システムを使用して甲に注文を行う。甲の受発注システムから乙への納品日の通知をもって個別契約が成立する。

第 3 条（代金支払）

1. 甲は、毎月月末締めにて乙に納品した本件商品代金を計算し、乙に請求書を発行する。乙は、請求書を受領した月の月末までに甲の指定する銀行口座宛て振り込んで支払う（振込手数料は乙の負担とする）。
2. 乙が前項の代金の支払いを遅延したときは、年利 1 4 . 6 %（1 年 3 6 5 日とする日割計算による）の遅延損害金を甲に支払う。

第 4 条（引渡及び検査）

1. 甲は、第 2 条に定める納期・場所に従い本件商品を乙に引渡す。
2. 乙は、本件商品引渡後 7 営業日以内に、受入検査を行い、個別契約の内容に適合しない破損、数量不足その他の品質不良等がある場合は、甲に対しその内容を通知する。本件商品引渡後 7 営業日以内に通知が無い場合は、引渡された商品は受入検査に合格したものとみなし、以

後、理由の如何を問わず返品出来ない。

第5条（所有権の移転）

本件商品の所有権は、受入検査に合格した時に、甲から乙に移転する。

第6条（危険負担）

本件商品の引き渡し後に、本件商品に生じた滅失、毀損、変質その他一切の損害は、乙の負担とする。

第7条（ディスペンサーのレンタルに関する特約事項）

1. 甲は、本件商品のうち、特定商品を一定の条件で乙が購入した場合、特定商品とともに使用できるディスペンサー及び付属するスタンド（以下合わせて「本件ディスペンサー」という）を乙にレンタルする。但し、原則としてこのレンタル特典は、一施設における特定商品の初回発注時のみとし、その申込は専用の注文書を使用する。なお、本件ディスペンサーの所有権は甲が保有する。
2. 乙は本件ディスペンサーを付属する取扱説明書に従って使用する。取扱説明書の記載に反する使用方法や特定商品以外の消耗剤を使用したことにより生じた乙の損害は、甲はその責めを負わない。
3. 甲は、本件ディスペンサーに初期不良及び使用中に生じた不具合等（以下「初期不良等」という）が発見されたときは、代替品と交換する。但し、初期不良等により乙が被った損害、その他本件ディスペンサーに関連して生じた損害の賠償の責めは負わない。
4. 本件ディスペンサーのレンタルは、以下各号の場合に終了する。
 - ① 乙が使用を終了することを甲に通知し、返却した本件ディスペンサーに問題がないことを甲が確認したとき
 - ② 本件ディスペンサーをレンタル後2年間、乙による特定商品の注文が一度も無いとき
 - ③ 理由の如何を問わず本契約が終了するとき
5. 前項の場合、乙は、速やかに本件ディスペンサーを甲に返却する。返却時の費用は乙の負担とする。
6. 乙が本件ディスペンサーを返却しないとき及び甲の責めに帰すべき事由以外の原因で本件ディスペンサーに損害が生じたときは、本件ディスペンサー1台あたり2万円を限度に乙がその損害を賠償する。

第7条（不可抗力）

天災、戦争、疫病、その他甲の責めに帰することが出来ない事由による債務不履行は、当該事由によって義務の履行が出来ない期間中に限り当然に免責される。

第8条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、以下の各号の事項を表明し確約する。
 - (1) 反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)に該当せず、将来も反社会的勢力と

ならないこと

- (2) 自らの役員(代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。利用しないこと
- (3) 自らの業務委託先として反社会的勢力を利用しないこと
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしてはならない
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為

- 2. 甲又は乙は、本契約または個別契約の有効期間内に相手方が前項各号の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部または一部を停止し、又は本契約または個別契約の全部又は一部を解除することが出来る。この場合、取引の停止又は本契約または個別契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、取引を停止又は契約を解除した当事者は、何ら責任は負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手側に対する損害賠償請求を妨げない。

第9条（解除及び期限の利益喪失）

- 1. 乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙に対する損害賠償請求を妨げない。
 - ① 本契約又は個別契約の一に違反した場合において、甲が7日以上期間を定めて乙にその是正を催告したにもかかわらず、是正されないとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
 - ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
 - ⑤ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
 - ⑥ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - ⑦ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
 - ⑧ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- 2. 乙が前項各号のいずれかに該当した場合、甲に対する債務に関する期限の利益を喪失し、直ちに未払債務を支払わなければならない。

第10条（守秘義務）

乙は、本契約期間中はもとより終了後においても、甲から得た一切の機密情報を、甲の事前の承諾なしに、本契約以外の目的に使用または第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次

のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- ① 甲から知得する以前に、自己が所有していた事項
- ② 甲から知得する以前に既に公知であった事項
- ③ 甲から知得した後、自己の責によらないで公知となった事項
- ④ 正当な権限を有する第三者から入手した事項

第 11 条（損害賠償責任）

甲又は乙が、本契約に関連して相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用等の費用を含む）を賠償しなければならない。

第 12 条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とする。但し、期間満了の 1 か月前までに甲又は乙のいずれからも本契約の終了する意思表示がないときは、本契約と同一条件をもって更に 1 年間延長し、その後も同様とする。

第 13 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項号の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

甲及び乙は、本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。